

令和7年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	令和7年 9月9日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和7年 9月10日 午前10時00分
	延 会	令和7年 9月10日 午後 3時54分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 13名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	三浦克宏	教育長	滝川敦善
副町長	石塚徹	教委管理課長	諸井公
総務課長	布施英治	教委指導室長	藏光貴弘
総合政策課長	平下哲也	教委生涯 学習課長	車塚洋
危機対策室長	四戸岸毅		
税務課長	本間直人	監査委員	黒田庄司
町民課長	渡部貴志	監査事務局長	川越一寿
保健福祉課長	早川知記	農委事務局長	江上圭
環境林務課長	鈴木康史		
水産農政課長	石崎辰也		
観光商工課長	田崎清克		
建設課長	堀部誠		
病院事務長	星川雅美		
水道課長	高瀬順一		
会計管理者	久保田湖子		

1. 会議録署名議員

7番	南谷健		
8番	石澤由紀子		

1. 会期

9月9日から 9月12日までの4日間 (休会日1日)

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(7.9.10)

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第78号	副町長の選任に対する同意を求めることについて
3	議案第79号	教育委員会教育長の任命に対する同意を求めることについて
4	議案第80号	固定資産評価員の選任に対する同意を求めることについて
5	議案第81号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
6	議案第82号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
7	議案第83号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
8	議案第84号	釧路市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
9	議案第85号	指定管理者の指定期間の変更について
10	議案第86号	指定管理者の指定について
11	議案第87号	財産の取得について
12	議案第88号	財産の取得について
13	議案第89号	工事請負契約の変更について
14	議案第90号	工事請負契約の変更について
15	議案第92号	厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
16	議案第93号	厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
17	議案第94号	火葬場条例及び厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
18	議案第95号	厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について
19	議案第96号	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
20	議案第97号	厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

21	議案第74号	令和7年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第75号	令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第76号	令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第77号	令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算

## 厚岸町議会 第3回定例会

令和7年9月10日

午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和7年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番、南谷議員、8番、石澤議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議案第78号 副町長の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（三浦町長） おはようございます。

ただいま上程いただきました、議案第78号 副町長の選任に対する同意を求めることについて、その提案内容をご説明いたします。

本年9月16日をもって任期満了となります、厚岸町副町長 石塚徹氏の後任として、早川知記氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案書の12ページをご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町住の江1丁目56番地。

氏名、早川知記。

生年月日、昭和44年2月11日。

また、早川氏の学歴、職歴については次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第163条の規定により、本年9月17日から令和11年9月16日までの4年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意くださるようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

(なし)

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、ただいま副町長に選任、同意された早川保健福祉課長から発言を求められておりますので、これを許します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お許しを頂き、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは、三浦町長のご推薦を頂き、ただいま議員の皆様より副町長選任のご同意を頂きまして、誠にありがとうございます。

まだまだ経験不足な私にとりましては過大な職責であり、改めて身の引き締まる思いであります。

現在、厚岸町におきましては、少子高齢化に伴う人口減少、物価高騰、災害対策、これらの多くの課題に取り組まなくてはなりません。町の発展、町民の皆様の福祉の向上のため、そして、三浦町長の掲げます、未来を切り拓く厚岸町の力をより豊かに、より幸せに、笑顔でまちづくりを進めるために、お与えいただいた職責を精一杯務めてまいりたいと存じます。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

- 議長（大野議員） 日程第3、議案第79号 教育委員会教育長の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（三浦町長） ただいま上程いただきました、議案第79号 教育委員会教育長の任命に対する同意を求めることについて、その提案内容をご説明いたします。

本年10月27日をもって任期満了となります、厚岸町教育委員会教育長 滝川敦善氏を、引き続き教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案書の14ページをご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町白浜3丁目47番地。

氏名、滝川敦善。

生年月日、昭和39年5月23日。

また、滝川氏の学歴、職歴については次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第5条第1項の規定により、本年10月28日から令和10年10月27日までの3年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意くださるようお願いいたします。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（大野議員） 日程第4、議案第80号 固定資産評価員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

- 町長（三浦町長） ただいま上程いただきました、議案第80号 固定資産評価員の選任に対する同意を求めることについて、その提案内容を説明いたします。

本町の固定資産評価員であります、厚岸町副町長の石塚徹氏が、本年9月16日をもって任期満了となり、その後任として、さきに副町長の選任に同意を頂いた早川知記氏を固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町住の江1丁目56番地。

氏名、早川知記。

生年月日、昭和44年2月11日。

以上、簡単な説明であります。ご同意くださるようお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

(な し)

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（大野議員） 日程第5、議案第81号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第81号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、その提案理由と規約変更の内容について説明させていただきます。

議案書の17ページをご覧ください。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、町村議会議員等に対する公務上の災害補償に関する事務などを共同処理するために、道内の町村等、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、規約の変更をしようとするときは、関係地方公共団体など、組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしているため、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更理由は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体のうち、令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、当事務組合を脱退することによるものであります。

規約変更の内容説明については、議案により行わせていただきますが、あわせて、議案第81号説明資料の新旧対照表及び議案第81号から議案第83号参考資料の地方自治法関係条文抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

初めに、規約の変更内容であります。

規約第3条の規定により、組合を組織する町村等、一部事務組合及び広域連合を定める別表第1から、江差町・上ノ国町学校給食組合を削るものであります。

次に、この規約の附則であります。

この規約の施行日を、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られ、または専決処分が行われた場合、当事務組合において

総務大臣の許可を受けるための事務手続を行い、その許可を受けた日からこの規約を施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第6、議案第82号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第82号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、その提案理由と規約変更の内容について説明させていただきます。

議案書の18ページをご覧ください。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の職員の公務上の災害補償に関する事務などを共同処理するために、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしているため、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更理由は、北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、当事務組合を脱退することによるものであります。

規約変更の内容については、議案書により行わせていただきますが、あわせて、議案第82号説明資料の新旧対照表及び議案第81号から議案第83号参考資料の地方自治法関係条文抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

規約の変更内容であります。初めに規約第2条の規定により、組合を組織する地方公共団体を定める別表第1については、同表檜山振興局の項中、江差町・上ノ国町学校

給食組合を削り、構成団体数を示す11を10に改めるものであります。

続いて、規約第3条の規定により、共同処理する事務と共同処理する団体を定める別表第2については、別表9の項中、江差町・上ノ国町学校給食組合を削るものであります。

次に、この規約の附則であります。

この規約の施行日を、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行するとし、北海道市町村総合事務組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られ、または専決処分が行われた場合、当事務組合において北海道知事の許可を受けるための事務手続を行い、その許可を受けた日からこの規約を施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第7、議案第83号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第83号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、その提案理由と規約変更の内容についてご説明させていただきます。

議案書の19ページをご覧ください。

北海道市町村職員退職手当組合は、職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するために、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしているため、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更理由は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体のうち、令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、当事務組合を脱退することによるものであります。

規約変更の内容説明については、議案書により行わせていただきますが、あわせて、議案第83号説明資料の新旧対照表及び議案第81号から議案第83号参考資料の地方自治法関係条文抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

規約の変更内容であります。

初めに、規約第3条の規定による、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合を定める別表については、(2)一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中、江差町・上ノ国町学校給食組合を削るものであります。

次に、この規約の附則であります。

この規約の施行日を、地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可のあった日から施行するとし、北海道市町村職員退職手当組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られ、または専決処分が行われた場合、当事務組合において総務大臣の許可を受けるための事務手続を行い、その許可を受けた日からこの規約を施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

(なし)

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第8、議案第84号 釧路市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） ただいま上程いただきました、議案第84号 釧路市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についての提案理由を申し上げます。

定住自立圏とは、平成21年4月1日に施行された国の定住自立圏構想推進要綱に基づ

き、都市機能を有する市が中心市宣言を行い、その中心市と周辺市町村とが一对一の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域であり、中心市と周辺市町村とが相互に役割分担し連携、協力することにより、圏域全体として暮らしに必要な機能を確保し、地方圏における地域の受け皿を形成することを目的とするものであります。

本町では、平成21年12月に中心市宣言を行った釧路市と、平成22年9月に定住自立圏形成協定を締結し、現在は、本協定に基づき釧路定住自立圏を形成する管内全ての市町村と共に医療、福祉、教育、産業振興など、多様な分野において広域的な取組を推進しているところであります。

このたび、釧路市と締結しております釧路市厚岸町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、厚岸町議会に議決すべき事件に関する条例、本則第2号に基づき、本定例会に提出するものであります。

議案書の21ページをご覧ください。

釧路市との協定案を基にご説明いたします。

このたびの協定書の内容は、連携する取組の分野及び内容並びに役割分担に関する第3条第1号生活機能の強化に係る政策分野のオ、その他に、ウ、一般廃棄物の処理に関する連携を新たに加えるものであります。

なお、この取組は、釧路市が一般廃棄物処理施設の安定的な運用を行い、圏域内の一般廃棄物を適正に処理するとともに、厚岸町が釧路市との協議の上、関連する事業の実施に対し必要な経費を負担するものであり、広域的なごみ処理を行うことで、処理施設の維持管理の効率化や処理コストの低減が期待されるものであります。

なお、経緯といたしましては、令和6年4月に釧路市が新たなごみ処理最終処分場を供用開始したことに伴い、本町のほか釧路町、弟子屈町、鶴居村、白糠町の全5町村と釧路市が、一般廃棄物に関する共同処理を実施することになったことから、令和5年度に各市町村が維持管理負担金等に関する覚書を取り交わし、現在も共同処理を行っていますが、その中において釧路町、鶴居村、白糠町については、これまでもし尿、浄化槽、汚泥等を下水道と共同処理するための受入れ施設の整備及び施設の維持管理を釧路市と行っていたことから、既に釧路市との定住自立圏形成協定に一般廃棄物の処理等に関する連携が位置づけられていましたが、し尿処理を行っていなかった本町と弟子屈町につきましては同様の位置づけがないことから、釧路市との間で新たに位置づけるための調整を行い、今般、協議が整ったことから、本議案に提出するものであります。

なお、資料として、平成22年9月に締結した釧路市厚岸町定住自立圏形成に関する協定書及び釧路市厚岸町定住自立圏形成協定新旧対照表を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第9、議案第85号 指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第85号 指定管理者の指定期間の変更について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

議案書の22ページをご覧ください。

このたび指定管理者の指定期間の変更を行おうとする公の施設は、現在建設中で、本年11月中に供用開始予定であります、厚岸町防災交流センターの供用開始に伴い、施設を廃止する厚岸町生活改善センターについて、指定管理の指定の期間を変更する必要があることから、令和3年3月9日、議案第21号をもって議決を得た、指定管理者の指定についての一部を変更するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

変更内容は、下記のとおりとなっております。

1、公の施設の名称、2、指定管理者の名称、3、業務の範囲に変更はございません。

4、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを、令和3年4月1日から令和7年11月15日までに変更するものであります。

なお、お手元に議案第85号参考資料として、厚岸町生活改善センター指定管理者変更基本協定書案を配付しておりますので、参考としてください。

以上、簡単な説明ではありますが、提案理由の内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第10、議案第86号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第86号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

議案書の23ページをご覧ください。

このたび指定管理者の指定を行おうとする公の施設は、現在建設中で本年11月中に供用を開始する予定の厚岸町防災交流センターについてであり、厚岸町議会第2回定例会におきまして、厚岸町防災交流センターを指定管理者の管理とする条例を議決いただいたところでございます。

指定管理者候補の選定に当たりましては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、以下手續条例とさせていただきますが、原則公募によることと規定されております。

厚岸町防災交流センターにつきましては、厚岸町生活改善センターの指定管理者として実績があり厚岸町防災交流センターの管理室の一部を事務所として貸与予定である厚岸町商工会に指定管理をしていただくことが最善の方法と考え、手續条例第5条第1項第6号の規定により、厚岸町商工会を公募によらず指定管理者の候補として選定し、手續条例第5条第2項の規定により、厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会での審査を経て、指定管理者候補者として選定することが適当との意見が提出されましたことから、厚岸町商工会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容は、下記のとおりとなります。

1、公の施設の名称、厚岸町防災交流センター。

2、指定管理者の名称、厚岸町港町2丁目49番地、厚岸町商工会。

3、業務の範囲。

(1) として、厚岸町防災交流センター条例第7条の許可に関すること。

(2) として、施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) として、その他町長が定める業務であります。

4、指定の期間は、令和7年11月16日から令和12年3月31日までであります。

なお、お手元に参考資料として厚岸町防災交流センター指定管理者基本協定書案を配付させていただきましたので、参考としていただきたいと思います。

以上、簡単な説明ではありますが、提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご

審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

2番、室崎議員。

●室崎議員 最初にお断りしておきますが、本議案の内容に異を挟むものでは全くありません。ただ参考までに手続の進め方についてお聞きしたいのですが、条例によると確か、それから今のご説明によってもそうだったと思いますが、指定管理者の指定に関しては、まず公募によるというのが原則です。今回も公募にはよらなかった。それで、今は指定管理者は何件あって、そのうち公募によるものは何件で、公募によらないで指定したものは何件なのか、それをお聞かせいただきたいのです。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時39分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

町民課長。

●町民課長（渡部課長） 貴重なお時間を頂きまして申し訳ございませんでした。

現在町が指定管理している施設について、他の課にもまたがりませんが、私で全て今集約しましたので、お答えさせていただきます。

全体では8施設ございまして、まず太田活性化施設、それから味覚ターミナル・コンキリエ、宮園鉄北集会所、山の手地区集会所、心和園、デイサービスセンター、若齢牛育成センター、生活改善センター、以上の8施設が現在指定管理を行っている施設になります。

それで、今この全ての8施設において、手続条例でいいます、公募によらず指定管理の候補者として選定できる条例第5条第1項の6号の規定がございまして、全てにおいてその規定に基づき選定をさせていただいているといったような状況でございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 その結果がどうのこうのいっているわけではないですから誤解しないでください。それぞれ例外規定を持って、町長が特に適当と認められる団体に指定管理をお願いしているわけです。であるならば、その規定はおかしいのではないかと思うのです。全道だと大都市だったらその公募によりなさいというのを原則にするのは合理性があるのだけれども、厚岸町で今までの経験からいって、この8か9です、対ゼロですから、そうすると、公募によりなさいという規定そのものが実態に合っていないのではないか

という気がするのです。法律か何かでそういうふうには書かないと駄目ですということになっていけば別なので、それはそれで教えていただきたいのですが、そうでなければ、実態に合う規定にすることが大事ではないでしょうか。

それで、今はないけれども、今後やはり公募によったほうが良いというものが出てくるかもしれないというのであれば、なお、公募によることができるというような規定にしておけばいいわけですから、その点をご検討いただきたいです。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時42分休憩

午前11時21分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

町長。

●町長（三浦町長） 大変長い貴重な時間を頂きましてありがとうございます。

まず、参考に、当時のこの指定管理の条例を設けたときのお話をさせていただければと思います。

まず、公募によらない指定管理の指定ということで、この総務省の見解からもやはり複数による公募というのがあくまでも原則であります。ただ、先ほど2番議員からもあったように、そういうような小さい町、そういった中では、やはり公募によらない場合には、条例をつくってしておくべきといわれているということで、これで今回のこの厚岸町の条例で、今のこの協定の指定の中で、その他町長が定める事項ということで入っておるところでございます。

ただ、やはり原則が公募ということでありますので、こういった条例で進めてはきたのですけれども、議員の言われるとおり、厚岸町の実態は今そういった実態でございます。そういった中では、もう一度総務省の見解、また、ほかの自治体も確認しながら、これから今後の部分の規定を見直すかどうか、こちらでも検討させていただければと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

7番、南谷議員。

●南谷議員 本協定書につきましては、従来締結の生活改善センター指定管理基本協定書と内容は同じであり、違うところは、施設名が厚岸町防災交流センターとなること、構造が変わること、面積が広くなるというふうに理解いたしました。これでよろしいでしょうか。

その上でお尋ねさせていただきます。

まず、維持管理費です。補正予算で生活改善センターの期間が短くなるので、減額計上されると私は推測したのですが、補正予算には計上されておられません。どうなっているのかお尋ねいたします。

生活改善センターと防災交流センターの年間維持費です。令和6年度の生活改善センターの維持費は幾らになっていますか。それから、これに対して令和8年度ベースで防災交流センターとなったときの維持費はどのくらいになるのか、おのおの説明してください。そして、その差額は幾らになるのか教えてください。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えさせていただきます。

まず、1点目の協定書に関する改善センターと防災交流センターの違いについては、議員のご質問のとおり施設の名称と構造面積、この辺が、資料としてもつけさせていただいていますが、変わるといったようなご理解をしていただいて結構でございます。

それから、2点目の生活改善センターの管理費に関する補正予算についてであります。当初、生活改善センターの指定管理料といたしまして、10月末までの指定管理料ということで303万4,000円の当初予算を計上させていただいております。今回の補正予算につきましては、まだ指定管理の費用が最終的に決定していないということもございしますので、その辺は現在106万1,000円ほど残額があります。ただ、これからも支出する部分もございしますので、その辺ははっきりして精算された後に、12月補正になるかと思っておりますが、計上させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、防災交流センターの年間維持費ということで、指定管理料のことと思しますので、そちらで説明させていただきますが、まず生活改善センターの令和6年度の実績につきましては、指定管理料は総額で548万9,030円、この内訳的なものでいきますと、一番大きなものが人件費、それから光熱水費、それから委託料や福利厚生費といったような内容になってございます。

それを令和8年度ベースの防災交流センターに置き換えますと、年間トータルで現在の資産状況であります。871万1,000円で、差額につきましては322万1,970円の増ということで現在見込んでおります。

この大きな増額の要因といたしましては、人件費につきましてはほぼ変わりませんが、大きな要因としてやはり光熱水費が大きくなるということと、あともろもろ管理に係る委託料ですとか、その辺の増額を見込んでおりますので、これだけの増額になるといったような状況で今は押さえております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 大変すっきりした答弁をありがとうございます。よく理解できました。322万1,000円くらい今までと比べて多くなるということが分かりました。でも不確定要素はあると思うのですが、現時点ではそういう試算をされているということです。

その上でお尋ねさせていただきます。

点検料とかいろいろなものがかかると思うのですが、これらについては、生活改善センターでは町が負担しておりました。今後はどうなるのでしょうか。もしこれも町が負担していかなければならないということであれば、この保守・点検料についても生活改善センターと防災交流センターでは、先ほどと同様、通年単位で令和6年度と令和8年度レベルでどう変わっていくのでしょうか。恐らく増えると思うのです。建物は大きくなるし、構造も大きくなる、そういうこともあるので、どのくらい差が出るのか説明してください。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えさせていただきます。

ご質問者のおっしゃるとおり、現在の生活改善センターにおきましては、各種設備関係の保守、点検については町で負担しております。現在、これはまだ7年度の途中ですので、6年度ベースのお話をさせていただきますと、令和6年度の実績で保守、点検に係る費用が21万7,580円かかっております。内容といたしましては、自家用電気工作物の保安・管理業務、防犯・防災非常通報装置の保守・点検業務、ボイラーの保守・点検業務、この3点について保守、点検の委託をしてございました。

一方、防災交流センターでございますが、令和8年度ベースですけれども、123万6,400円で、101万8,820円の増というふうに現在見込んでおります。増額の要因といたしましては、ご質問者のおっしゃるとおり、施設が大きくなることと、設備も改善センターとは変わりますので、主な要因といたしましては、自家用電気工作物の保安・管理業務が設備が大きくなるということと10倍近くの費用がかかるということと、新たにエレベーターを設置しておりますので、そのエレベーターに係る保守・点検委託料が増額となります。それから、施設が広がることで防災設備の保守・点検業務も増額になるということで、101万8,820円の増というふうに現在見込んでいる状況にあります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 お金に関わることは分かりました。

それで、防災交流センターの指定管理を商工会が今度は担っていただくことになるわけですが、構造が変わり、面積も広がります。さらには防災機能が加わりません。従来の生活改善センターと同様に町民の皆さんが利用する場合、建物は大きくなり、防災機能もあるのですけれども、非常に新しい施設ですから、今までと同じような気持ちでここに出向いても戸惑うと思うのです。これらの対応についてしっかりと取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

また、防災機能については、どこの課が担当となるのか、説明していただきたいです。

とにかく防災につきましても町民が惑わないように、防災についても新たな事業が加わるわけですから、担当課としてどう取り組んでいくのか、きちんと説明していただきたいです。

当面は指定管理の商工会任せでは困ります。しっかりとそれぞれの課が責任を持って対応していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問者のおっしゃるとおり、商工会が今後指定管理をしていくといった中で、改善センターと同様に施設の貸館業務というものがスタートするわけでございますが、当然、新しく、さらには広くといったところで、正直私も中にまだ入っているわけではないので本当に想像がつかないくらい恐らく広いのだろうなという思いはあります。

そういった中で、当然商工会と町側と十分に連携を取りながら、利用者の方に戸惑いがないような、なるべく混乱させないような形で施設の運営をスタートさせていきたいなというふうに感じております。

詳細につきましては、この後商工会とも綿密に打合せをさせていただいた中で、快適に利用していただけるような体制を整えていきたいなというふうに感じております。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 防災交流センターの防災に関わる部分でございますが、私ども危機対策室のほうで、その施設が完成したときには住民の方に内覧会として中を見ていただくですとか、今後の津波避難訓練において当然その防災交流センターを避難場所として訓練を行うですとか、あるいは、ちょっとまだはっきりはしていませんが、そういった防災交流センターを活用した防災のイベントといいますか、行事といいますか、そういったこともこれから検討していきたいなというふうには考えております。

あと、防災に関わる備蓄品の配備ですとか、そういったものは危機対策室長が行っていくということで考えております。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第11、議案第87号 財産の取得についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました、議案第87号 財産の取得について、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび取得する財産は、特別養護老人ホーム心和園で使用する、座ったままで入浴する座位式特殊浴槽及び付属する座位式浴槽用のシャワーチェアであります。現在、心和園において使用している特殊浴槽は、寝たまま入浴する特殊浴槽2台と、座ったまま入浴する座位式特殊浴槽2台があり、寝たきりの方や歩行ができない方、歩行ができない車椅子の方が日常的に使用しています。このうち、座位式特殊浴槽は平成22年から使用され、購入後15年が経過し、経年劣化に加え、一部部品では故障時に部品の調達が難しくなっている状況もあり、安定した入浴環境を継続できるよう更新するものであります。

財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、財源につきましては、令和7年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用するものであります。

議案書の24ページをご覧ください。

内容でございますが、1として、財産の種類は、物品であります。

2として、名称及び数量は、座位式特殊浴槽1台、座位浴槽用シャワーチェア1台であります。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札であります。

4として、取得価格は、1,361万8,000円であります。

5として、契約の相手方は、厚岸郡厚岸町松葉3丁目99番地、株式会社鹿野商会であります。

次に、25ページをご覧ください。

参考としまして、規格概要などを記載しております。座位式特殊浴槽は、浴槽本体となる特殊浴槽とシャワーチェアからなり、それぞれの規格概要は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

2として、納入期日は、令和8年2月27日であります。

3として、座位式特殊浴槽等外観図及びイメージは、次ページの議案第87号説明資料をご覧ください。座位式特殊浴槽等外観図及びイメージであります。（1）座位式特殊浴槽、（2）座位式浴槽用シャワーチェアについて、各物品の平面図及び側面・正面図に加え、資料右側に物品イメージを掲載しています。

入浴の流れは、（2）の座位式浴槽用シャワーチェアに入浴する人が座り、（1）の座位式特殊浴槽の正面扉を開き、後ろ向きにスライドさせて座位式特殊浴槽に入り、扉を閉めて、貯水タンクから浴槽内にお湯を張り、入浴します。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして令和7年8月20日に執行しました指名競

争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第12、議案第88号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

管理課長。

- 管理課長（諸井課長） ただいま上程いただきました、議案第88号 財産の取得について、その提案理由をご説明申し上げます。

今回提案しております財産の取得につきましては、令和7年度第1回定例会において厚岸町一般会計予算の中で議決いただきました債務負担行為により実施する、校務用コンピューター整備事業による校務支援システムの取得であります。

この校務支援システムの取得に当たりましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、財産の取得方法についてご説明申し上げます。債務負担行為を議決いただいた際にもご説明いたしましたが、この財産の取得に当たりましては、道内の市町村が出資する北海道市町村備荒資金組合が行う防災資機材の譲渡事業により実施するもので、この備荒資金組合が当町に代わって業者から財産を取得し、その後、備荒資金組合が厚岸町にこの財産を譲渡するという方式を取り、厚岸町はこの譲渡された代金を5年以内に代金と利子を含め分割支払いをするものでございます。

なお、この事務執行に当たっての業者選定から契約の事務、納品、検定事務等の一連の事務については、備荒資金組合から厚岸町に事務を委託されており、厚岸町において取り進めております。

それでは、議案書の27ページをお開きください。

内容についてご説明申し上げます。

初めに、1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、校務支援システム一式であり、その構成は、議案書の28ページの参考のとおりとなっております。

令和元年に町立学校全職員へのパソコン配置を行い、児童、生徒の出欠管理、成績の管理、生活状況の管理等の校務軽減化・効率化を図るため校務支援システムの導入を行ったところでありますが、老朽化したシステムの更新を行うことにより、業務のさらなる効率化や機動性の向上を図るため、整備を行うものであります。

3の取得価格は、3,190万円に北海道市町村備荒資金組合が設定します、年1.1%で計算された利子分を計算した額で取得しようとするものであります。

4の契約の相手方は、札幌市中央区北四条西6丁目、北海道備荒資金組合でございます。

次ページをお開き願います。

参考としまして、1の校務支援システムの仕様であります。左から区分、品名、規格等、数量を示しております。ネットワーク関連機器として、ファイアウォール1台、ルーター1台、スマートスイッチ1台、センター用ネットワークストレージサーバー1台、センター用ネットワークストレージサーバーバックアップ用外付けハードディスク1台、センター用UPS1台であります。

学校用パソコン機器として、教職員端末として15.6型ノートパソコンを110台、メールデータ取り出し端末として15.6型ノートパソコン6台、メールパソコン用バックアップハードディスク6台、校長室及び保健室用アクセスポイント12か所であります。

システムソフトとして、セキュリティソフト1本、ウイルス対策ソフト6本、クラウドアカウント作成用ライセンス110台分、メールパソコン用文書作成ソフト6本、メールパソコン用USB制御ソフト1本であります。

2の納入期日は、令和8年1月30日でございます。

なお、参考資料として、備荒資金組合からの事務委託により、8月25日に執行いたしました指名競争入札結果を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 入り口で申し訳ないのですけれども、今さらと言われるかもしれません。今回のパソコン導入は、どのようなものにまず活用されるのか、簡単でいいですから説明してください。

●議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） お答えいたします。

これにつきましては、先ほど提案理由の中でも若干ご説明させていただきましたが、

児童、生徒の出欠管理、成績の管理、生活状況の管理であります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 28ページに、学校用パソコン機器、教職員用端末110台となっているのですが、町内の先生は何人くらいいるのでしょうか。110台となると学校の教員よりも多くなるような気がいたします。

それから、その下のメールデータ取り出し用端末6台は、それぞれ学校に何台ずつ配付されるのですか。

それから、この用途について説明してください。

●議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 小学校においては教職員49人、中学校においては46名で、95名となっております。

この差についてでございます。実は小学校でいうと英語専科という教員がおります。この先生につきましては、現在は真龍小学校に張りつきというふうになっているのですが、各小学校、厚岸小学校、太田小学校にも回るということもございますので、そちらのそれぞれの職場において成績管理というものが必要でありますので、それに使います。中学校につきましても、体育ですとかそういった専門の先生が不足している部分については、太田中学校の体育の先生が厚岸中学校に行ったりといったこともございますので、そちらで数が若干多めというふうになってございます。

あと、メールパソコンですけれども、各学校に1台ずつになります。これにつきましては、外部からのメール、例えば問合せもそうですし、一般的にいわれるメール、こちらの送受信に使われます。今回は教職員用ということで110台を整備させていただくのですが、そのパソコンにつきましては、もちろん外部とのセキュリティの問題もありますので、それは遮断するという、そちらはやはり児童、生徒の情報が入っているといいますか通信でやっているのですけれども、そちらもありますので、セキュリティ上分けてやっているといったところでございます。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

10番、堀議員。

●堀議員 パソコンを入れ替えるのですけれども、古い令和元年のパソコンというものはどのような処分をされるのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

パソコン自体にデータが入っているわけではなくて、実質モニターのみの処分という

ふうになるのですけれども、そちらにつきましては今は無償で回収、本来そういうモニターとかはもう有償回収とはなっているのですけれども、実は無償で回収する事業者もおられます。そういった部分を活用しまして、データが入っていない状況でもありますので、そちらのほうでの処分も考えておりますし、使えるものについては予備機ということで何台か持っておきたいなという状況でございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、入れ替えるのはノートパソコンだけれども、現在はデスクトップのパソコンで、主に処分するのはキーボードの部分と本体の部分とあれという形だということで、あくまでも今までもノートパソコンを使っていて今回新たにノートパソコンに入れ替えるというものではないということなのではないでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） いわゆる我々が見ている、モニターがあってキーボードがあってという、ノートパソコンではないものになります。今回整備するものにつきましてはノートということで、持ち運びできるといった状況になります。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 3回目なのでもうやめますけれども、そうしたときに、今10月にWindowsの切り替えというものがあつた中で、みんな古いパソコンを買い替えなければならないという町民も、私もそうなのですけれども、いるのですけれども、そうした場合、例えばこういうようなものをただ無料引取りといたただけではなくて、町民への安価での払下げというものもやはり検討する価値というものはあるのではないのかなというふうに思うのですけれども、その処分の方法が問題がないのであれば、そういうものを検討してもらいたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 先ほど少し申し上げたのですけれども、その現在使っているPC自体にデータというものが保存されておられません。通信において、ある場所にサーバーがあつてというところでありまして、その今使っているもの自体にはWindowsも入っていない状況になります。あくまでも通信でやるものですから、そういったことによりますので、町民への払下げといいますか、そういったことではなかなか考えにくいのかなという状況でございますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

(なし)

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。  
昼食のため、休憩としたいと思います。  
再開は午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開いたします。  
日程第13、議案第89号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
建設課長。
- 建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第89号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。  
議案書の29ページをお開き願います。  
次のとおり工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
令和6年12月12日、議案第85号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を、次のように変更する。  
変更内容は下記のとおりとなります。  
1、工事名、2、工事場所、3、契約の方法に変更はございません。  
4、請負金額、1億1,748万円から199万1,000円増額となる1億1,947万1,000円へ変更するものであります。  
5、請負契約者に変更はございません。  
30ページをご覧ください。  
参考といたしまして、工事概要と工期の変更前、変更後について記載しておりますが、いずれも内容に変更はございません。  
このたびの請負金額の変更理由であります。労務単価の変更による増額に伴う請負金額の変更であります。  
労務単価の変更につきましては、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価が

改定され、旧労務単価に比して全職種単純平均で6%上昇した旨の通知が本年2月20日付で北海道からありました。国土交通省並びに北海道は、令和7年2月28日以前に契約した工事について、3月1日において工期の始期が到達していないものについては、労務単価に基づく契約に変更するための請負金額の変更の協議に応じることとしており、当町においても同様の取扱いにすると決定しているところであります。

当該工事は、旧労務単価を適用し、昨年12月18日に契約し、本年3月10日からの工期としているため、受注者からの新労務単価に基づく契約に変更するため、請負金額の変更の協議に応じることとしたことにより、労務単価が199万1,000円増額となることから、議会の議決を求めるものであります。

なお、31ページから32ページは、工事施工箇所を示した位置図、平面図などの図面となりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第14、議案第90号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） ただいま上程いただきました、議案第90号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

議案第90号 工事請負契約の変更についてでございます。

次のとおり工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和7年5月12日、議案第55号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を、次のように変更する。

変更内容は下記のとおりとなります。

1、工事名、2、工事場所、3、契約の方法については変更はございません。

4、請負金額について、5,896万円から928万4,000円増額し、6,824万4,000円へ変更するものであります。

5、請負契約者については変更はございません。

1枚めくっていただいて34ページをご覧ください。

参考としまして、1、工事概要ですが、一時貯留槽移送管工、排水構造物工、管理用道路工については変更はございませんが、新たに構造物撤去工109立方メートルを追加しようとするものでございます。

2、工期については変更はございません。

3、位置図、平面図、断面図、管理用道路の土工定規図については、別紙説明資料のとおりであります。

35ページをご覧ください。

議案第90号説明資料の位置図となり、工事の施工位置は厚岸町営牧場敷地内でございます。

1枚めくっていただいて、36ページをご覧ください。

説明資料左側上段から、当初の既存貯留槽及び新規に設置する一時貯留槽の断面図、その下が変更後の既存貯留槽及び新規に設置する一時貯留槽の断面図、その下が管理用道路の土工定規図、右側が施設の平面図であります。なお、断面図につきましては、平面図右側の中ほどにあります一時貯留槽から矢印方向に切った断面となります。

このたびの請負金額の変更理由についてであります。一つ目は、工事の進捗に伴い、当初の設計に見込んでいなかった埋設物である沈殿槽が発見されたことによる新たな取壊し及び撤去・処分費用が発生したこと、二つ目は、当初の設計に見込んでいた既設貯留槽の解体、撤去に際し、予定外のはりや支柱基礎が出てきたため、その取壊し及び撤去・処分費用が発生したことに伴う請負金額の変更であります。

初めに、説明資料の平面図の中央右側、令和7年度施工箇所移送管と書かれている下に、斜線の四角形の右横に支障埋設物という記載がございます。この支障埋設物につきましては、令和7年6月16日に受注者から設計にない埋設物が発見されたとの報告を受け、確認した結果、沈殿槽が埋設されており、工事の支障となることから、取壊し及び撤去が必要となったところでございます。

続きまして、その下の説明資料の平面図の中央にございます正方形の既設貯留槽でございます。説明資料左側の変更断面図も併せてご覧いただきたいと存じます。この既設貯留槽につきましては、当初設計から取壊し及び撤去を見込んでおり、その後、新たに一時貯留槽を設置するという内容で進めておりましたが、令和7年7月18日に受注者から既設貯留槽について当初の設計にはない予定外の頂版のはり、底版のはり、支柱基礎が発見されたとの報告を受け、確認した結果、それらについて追加の取壊し及び撤去が必要となったところでございます。

これら二つの部分の取壊し及び撤去・処分費用に関する費用の追加に伴い、請負金額が928万4,000円増額となることから、議会の議決を求めるものであります。

以上、大変簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申

し上げます。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第15、議案第92号 厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

- 選挙管理委員会事務局長（布施局長） ただいま上程いただきました、議案第92号 厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

議案書の38ページをご覧ください。

選挙運動の公費負担制度は、資産の多少に関わらず立候補や選挙運動の機会を保てるようにするため、一定の範囲内で国や地方公共団体が選挙運動に必要な費用の一部を負担する制度であります。

このたびの条例改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日から施行されたことに伴い、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成などの公営に要する経費の限度額が引き上げられたことから、本町においても公費負担の限度額の見直しを行い、厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正を行うため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別にお配りしております議案第92号説明資料②により行わせていただきますが、そのほか議案第92号説明資料①新旧対照表及び議案第92号参考資料の関係法令の抜粋もお配りしておりますので、併せてご参照願います。

それでは、議案第92号説明資料②をご覧ください。

表中の左側が現行で、右側が改正案となっております。赤字が今回改正する箇所であります。表の上から左端の区分のうち、ビラの区分になりますが、選挙運動用ビラの作

成の公費負担額及び支払手続を規定している第8条の改正について、上段が町長選挙で、下段が町議会議員選挙になります。

作成単価は、それぞれ7.73円から8.38円に改めるもので、0.65円の増額となり、表の右端の増減額になりますが、町長選挙で3,250円の増額、町議会議員選挙で1,040円の増額となります。

続いて、左端の区分のうち、ポスターの区分になりますが、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続を規定している第11条の改正について、上段は参考として公職選挙法施行令による算出基準を記載しており、下段は町独自の算出を示すものです。

選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価のうち、印刷費541.31円を586.88円に、企画料、スチール撮影料、デザイン料等のいわゆる企画費8万8,900円を8万5,100円に改めるものであります。

なお、選挙運動用ポスターの公費負担額の算出に当たっては、公職選挙法施行令の規定を準用して算出した場合、1枚当たりの作成単価が実勢価格と比較し大きく上回ることから、印刷業を営む者から参考見積りを聴取した上で、町独自の単価として設定しているものであります。

6月10日に執行した厚岸町長選挙及び厚岸町議会議員再選挙に関わる各候補者と印刷業を営む者との間の契約においても、現行の作成単価の範囲内で十分に執行可能であると判断するため、印刷費にあっては公職選挙法施行令の額に準じて増額するものの、企画費にあっては減額調整の上、1枚当たりの作成単価の上限を1,600円に据え置くものとしておりますことを申し添えます。

議案書の38ページをご覧ください。

附則であります。

附則第1項は、この条例の施行日で、この条例は公布の日から施行するものとするものです。

附則第2項は、適用区分で、この条例による改正後の厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 本件につきましては、さきにかかれた議員協議会においても説明があつて、その場でも私は懸念というものを示させていただきました。いずれにいたしましても、ポスターの町独自の算出の部分というものについては実勢と大きく乖離するので、このような取組をされたということなのですからけれども、見積書の有効期限というのは当然3か月とかそのくらいしかないわけなのです。喫緊として選挙というものが確かにない状況

ではありますけれども、迎えた選挙というものが当該見積りの期間の範囲を超えるようなときは、やはり適正に見直しというものをするようにしていただかなければならないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 選挙委員会事務局長。

●選挙管理委員会事務局長（布施局長） そういったところに私どもの中のほうでも、今の上限額が国でまだ4,000円ぐらいまでありますので、そこの中での範囲というのはまだありますので、その都度、今の景気の動向とかもありますので、それは毎年確認していかなければならないと思いますので、確認して上げる必要があるのであれば、そこは上げていかなければならないとは思っております。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第16、議案第93号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました、議案第93号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

国は、保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務などの創設、保育士・保育所支援センターの法定化、一時保護委託の登録制度の創設などに関する規定の整備を行う児童福祉法等の一部を改正する法律を、令和7年4月25日に公布、一部を除き同年10月1日から施行することといたしました。

この改正のうち、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、児童福祉法第33条の10が改正され、新たに2項が追加されたことから、これを引

用している本町で定める4条例において、引用項番号を変更する必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

なお、条例の改正方法につきましては、改正しようとする条例が四つに及ぶことから、条例の題名を、厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例とし、本則を4条立てとし、第1条で厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第2条で厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第3条で厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、第4条で厚岸町乳児等通院支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、それぞれ規定していることをあらかじめご了承くださいと存じます。

改正内容の説明につきましては、別に配付している議案第93号説明資料新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて、議案第93号参考資料児童福祉法抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。この条例は、家庭的な雰囲気の下、5人以下の満3歳未満児を保育者の居宅その他の場所で保育を行う事業、19人以下の比較的小規模人数で行う保育事業、子どもの居宅において一対一で行う保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営の基準を定めております。改正の内容は、虐待等の禁止について規定する第12条中第33条の10各号を、第33条10第1項各号に改めるものであります。

第2条は、厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。この条例は、放課後児童クラブ事業の設備及び運営の基準を定めております。改正の内容は、虐待等の禁止について規定する第12条中第33条の10各号を、第33条の10第1項各号に改めるものであります。

第3条は、厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。この条例は、町の給付施設である認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の運営の基準を定めております。改正の内容は、虐待等の禁止について規定する第25条中第33条の10各号を、第33条の10第1項各号に改めるものであります。

第4条は、厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。この条例は、これまで保育所や幼稚園等の通所要件を満たしていなかった3歳未満の子どもの通園を可能とする事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。改正の内容は、虐待等の防止について規定する第13条中第33条10各号を、第33条の10第1項各号に改めるものであります。

議案書の40ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、令和7年10月1日から施行するものとしてあります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第17、議案第94号 火葬場条例及び厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました、議案第94号 火葬場条例及び厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開き願います。

厚岸町斎場が位置する地番であるサンヌシ33番及び厚岸町ごみ処理場が位置する地番であるサンヌシ34番、サンヌシ35番の町有地については、一般国道44号厚岸町尾幌糸魚沢道路建設工事のため、国土交通省に土地を売買し、令和6年5月30日に分筆登記を行ったところで、これにより、火葬場条例と厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例に定めている施設の位置を変更する必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

なお、本条例は2条立ての構成とし、第1条は火葬場条例の一部改正、第2条は厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正としておりますので、ご承知おき願います。

改正の内容の説明については、別に配付している議案第94号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて、議案第94号参考資料①位置図、参考資料②所在図を配付しておりますので、参考としてください。

参考資料②で所在図を示させていただいておりますが、太線で囲まれた部分が土地の売買により地番が変更となった箇所、サンヌシ33番はサンヌシ33番1からサンヌシ33番3の3筆に、サンヌシ34番はサンヌシ34番1からサンヌシ34番3の3筆に、サンヌシ35番はサンヌシ35番1からサンヌシ35番3の3筆に分筆登記されております。

また、このたびの条例において、施設の地番が変更となった土地は赤色で示させていただいておりますが、厚岸町斎場の新たな地番はサンヌシ33番1、厚岸町ごみ焼却処理

場の新たな地番はサンヌシ34番1、厚岸町一般廃棄物最終処分場の新たな地番はサンヌシ34番1、35番1、厚岸町収集ごみ積替保管施設の新たな地番はサンヌシ34番1となります。

また、国土交通省に売却した土地はグレーで示させていただいておりますが、サンヌシ33番2、サンヌシ33番3、サンヌシ34番3、サンヌシ35番3の4筆であります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条は、火葬場条例の一部改正であります。設置について規定している第1条の改正は、第1条の表、厚岸町葬斎場の項中サンヌシ33番地をサンヌシ33番地1に改めるものであります。

続いて、第2条、厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。名称及び位置について規定している第2条の改正は、第2条の表、厚岸町ごみ焼却処理場の項中サンヌシ34番地をサンヌシ34番地1に、厚岸町一般廃棄物最終処分場の項中サンヌシ34番、35番を、サンヌシ34番1、35番1に、厚岸町収集ごみ積替保管施設の項中サンヌシ34番地をサンヌシ34番地1に改めるものであります。

議案書の41ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する内容であります。

本来は、分筆登記が行われた時点で、直近の議会で改正を行うべきでありましたが、提出が遅れたことにつきまして、お詫びを申し上げますとともに、今後このようなことがないように、適正な事務の執行に努めてまいります。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第94号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第18、議案第95号 厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました、議案第95号 厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種は、令和2年度より特例臨時接種として、令和6年度からは個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、予防接種法第5条第1項に基づくB類疾病として、市町村が行う定期接種に位置づけられ、実施してまいりました。

定期接種の対象者は、新型コロナウイルス感染症の疾病負荷等を踏まえ、65歳以上の高齢者と、60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能の高度な障害等を有する方が対象となっております。

また、定期接種のスケジュールについては、年1回の接種を行うこととし、今年度の接種時期は令和7年10月から令和8年3月の間に実施するものであります。

接種の費用については、昨年度は定期予防接種への移行期における激変緩和措置として、国からワクチン接種1回当たり8,300円の助成があったため、接種費用1万5,540円に対し国の助成額を差し引いた7,240円の3割相当額となる2,100円を接種希望者から徴収し実施してきましたが、令和7年度については接種費用の助成を行わない旨が国から連絡があったことから、接種希望者から徴収する費用を接種費用の3割相当とするため、本条例を制定するものであります。

それでは、改正内容の説明については、議案第95号説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

費用の額を定めている第3条の表、新型コロナウイルス感染症の項中、改正は接種希望者から徴収する費用を1回2,100円から1回4,600円に改正するものであります。

議案書の43ページにお戻りください。

この条例は、令和7年10月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第19、議案第96号 厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

- 水産農政課長（石崎課長） ただいま上程いただきました、議案第96号 厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

厚岸町営牧場では、ふん尿処理施設の充実を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、現在、ふん尿処理施設の更新工事を実施しております。先ほど議案第90号で説明させていただきました施設でございます。この施設を使用し、11月からの冬期預託牛の受入れを滞りなく進めるため、本条例を制定するものであります。

それでは、条例案の説明させていただきますが、説明については議案書により行わせていただきますので、別にお配りしております議案書第96号説明資料の新旧対照表について併せてご参照願います。

議案書の44ページをご覧ください。

条例第4条の表中、乾燥舎の次に、施設の種類としてスラリーストアを、その内容として鉄筋コンクリート造1基を加えるものであります。

次に、附則であります。

この条例は、令和7年11月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第20、議案第97号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第97号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

少子高齢化が進展し、人口減少が加速する中で、男女ともに仕事と育児、介護を両立できる職場環境の整備等を目的とした育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策促進法の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布され、このうち、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等を図る、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が令和7年10月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、昨年8月の人事院における公務員人事管理に関する報告において、国家公務員について同様の措置を行うとされ、国家公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が改正されました。

また、地方公務員においては、地方公務員法第24条第2項の均衡の原則に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、令和7年10月1日から施行されることから、令和7年6月定例会で厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を上程し、ご承認いただいたところであります。

この令和7年6月定例会の条例改正では、育児に関する部分休業の多様化に関わる関係規定が整備され、改正前の制度では、育児に関する部分休業は1日に2時間の範囲内としていましたが、改正後の制度では、新たに1年に10日相当時間数の範囲内で、1日当たりの上限時間数なく取得可能とされました。

このたびの条例改正は、この部分休業の多様化に関わる関係規定が整備されたことを受けて、部分休業中の企業職員の給与の減額の規定の整備を行うほか、今般の改正の検討、確認を進めていたところ、条文中に過去の改正漏れが見つかったことから、これを改める改正をするため、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正を行うため、本条例を制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をいたします。条例の改正内容については、別に配付しております議案第97号説明資料の新旧対照表により説明いたします。それでは、新旧対照表をご覧ください。

給与の減額を定める第16条の改正は、第2項は、部分休業の多様化に伴い、一日の全部を休業する場合が生じたことに伴う規定を整備するものと、平成19年に改正すべきだった部分休業の対象となる子の年齢要件を改めるものであります。なお、過去の改正漏れにつきまして影響を受けた職員はおりませんでした。今後このようなことがないよう、日頃から例規の点検を徹底するよう努めてまいります。

議案書の45ページにお戻り願います。

この条例の附則であります。

この条例は、令和7年10月1日から施行するものとし、ただし書で第16条第2項の改正規定のうち、3歳に満たない子を、小学校就学の始期に達するまでの子に改める改正

規定は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

令和7年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後3時50分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第21、議案第74号 令和7年度厚岸町一般会計補正予算、議案第75号 令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第76号 令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第77号 令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上4件を再び一括議題といたします。

本4件の審査については、令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

3番、佐藤委員長。

- 委員長（佐藤議員） 令和7年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第74号 令和7年度厚岸町一般会計補正予算ほか3件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） 初めに、議案第74号 令和7年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日の議事日程は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日11日を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。  
よって、明日11日を休会にすることに決定いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時54分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年9月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員